

令和7年4月9日

甲賀市教育委員会

### 「甲賀・体験の日」について

陽春の候 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和7年度は「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」が開催されます。

「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」は、いずれも、子どもたちにとって得難い貴重な学びの場となると考えられることから、教育委員会では、子どもたちがより参加しやすくなるよう、「甲賀・体験の日」を設けました。

つきましては、申請の方法等を下記のとおり定めましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 取得可能期間

令和7年4月14日(月)以降「大阪・関西万博」、「国スポ」、「障スポ」に参加する場合につて、1日単位で年間最大3日まで取得可能です。

##### 2 申請の方法

申請する場合は、事前に各学校に申し出て、「甲賀・体験の日」取得申請書・報告書用紙を受け取り、必要事項を記入の上、取得予定日の1週間前までに各学校まで提出してください。なお、保護者署名(自署)が必要です。また、体験後、活動内容を報告していただきます。ただし、学校行事等で申請を許可できない場合があります。

##### 3 その他

- ・保護者等との参加を条件とし、「甲賀・体験の日」を取得した場合は、「出席停止・忌引き等」の扱いとします。ただし、申請内容と異なる活動をした場合は、欠席扱いとします。
- ・「甲賀・体験の日」取得中の安全管理等については、児童・生徒および保護者等の責任の下で行ってください。
- ・「甲賀・体験の日」を取得した場合、受けられなくなる授業の内容については、児童・生徒が自学自習で対応するものとし、補習などはいりません。
- ・給食の取り扱いについては「欠食」とし、返金の対象にはなりません。